

## 質疑応答

### 司会者（伊藤研治）

会場の皆様から、いろいろとご質問いただいております。ありがとうございます。最初に、呉先生の方から若干、補足的に説明したい部分があるということですので、それをお願いしたいと思います。

### 報告者（呉志攀）からの補足説明（通訳・王培紅）

報告の中で最初に挙げた例のことなのですが、それについて私が送った原稿において逆に書いてしまった部分があり、したがって翻訳したのも逆になっていると思います。そこで、その点につき、ここでもう一度説明させていただきたいと思います。

上海大衆タクシー会社は上海でA株を発行し、香港でH株を発行しています。

A株というのは、中国国内で発行されている株式であって、人民元で買うことになっています。株式を買う者は中国人です。これに対してH株というのは、海外で発行しているものです。たとえば、香港ですね。香港で発行し、香港ドルで、あるいは、日本円とか、要するに外貨で買わなければならないものです。それを買う者も中国人ではなくて、日本人とかアメリカ人とか、いろいろ決まりがあるのですけれども、そういった限定された人しか買えない株式です。

ところで、先ほどの例に戻りますと、上海で公表された純利益は1,689.3万円で、香港で公表されたのは277.12万円でした。ここで説明したかったのは、上海でA株で表示された純利益の金額と香港で公表されたH株で評価された純利益が、どうしてこれだけの金額になったのか、なぜ3倍くらいの差が出てくるかということです。

中国の現在の会計基準は、その書かれた表現だけをみれば、国際的な会計基準とほとんど一緒です。

しかし、この会計基準に対する解釈が違ってきます。その解釈は全部で8種類ありまして、会社としてはその中のどれかを選んでもらえばいい、という具合になっています。

国際会計基準では、日本でもそうなのですが、解釈はどちらかというと保守的な解釈となっています。たとえばあるものを売って売れなかった場合は、その半値くらいまで割引するという具合に、一応やっているようです。

しかし、中国では、このものが売れなくても、倉庫にどれだけ置いてあっても、値段は変わらないのです。100%そのままて記入されます。

どうしてこういう具合に計上されて、こういう違いが出てくるかについて説明するために、四つの立場について述べてみました。株主の立場から、経営者の立場から、従業員の立場から、そして大株主と債権者の立場からの四つの立場からどのようにみるべきか、という具合に一応説明をしました。

アメリカの会計では、株主の立場から考えて選ぶことが多いようです。

これに対して中国では、株主ではなくて、経営者、そして労働者、あとは大株主、大株主と言っているのは中国では国、政府のことですよ、こういう立場から考えて、会計方法を選ぶのことが多いのです。

なぜ中国がそのような立場を選ぶかということ、まず第一に、人口が多いですね。12億6千万人がいます。第二に、中国は現在発展中ですから、安定性が求められているのです。

第三に、中国では外貨についての管理がとつても厳しくて、人民元から外貨に替えるのが制限されていて、とても難しくなっています。

先ほどの例で述べたように、二種類の方法によってこれだけの差が出てくるのですが、法的にはすべて違法ということではなくて、すべて順法行為です。

日本の商人たちが中国で投資を行う場合、まず中国の会計を分からないといけません。会計を理解して、資産をどのように評価できるかを分かっておいた方がいいと思います。

そうすることによって、理性的な解釈ができるのではないかと思います。そうでないと、法律にこういう具合に書いてあるのに、これだけ解釈があってどうすればいいか分からなくなってしまうでしょうから、そこら辺りのことを理解していただきたいと思います。

会計法はそれ自身あまりおもしろくないというか、退屈なものです。弁護士とか普通に実務をやっている方でもそうでしょうし、私個人としても全然おもしろくないと思っていますので、研究する時はできるだけこういうような絵とかいろんな分析のグラフとかを出したりしてみるのですが、そうしてもなお、全然おもしろくないと思っています。

みなさんが示して下さいました忍耐に感謝します。

## 司会者（伊藤）

どうも補足説明をありがとうございました。

それでは会場の皆様からいただきました質問に移りたいと思います。最初は呉先生に対する質問です。企業の方からお越しいただいた柳さんから質問をいただいておりますが、中国語で書かれており私は読めませんので、よろしければ少しご説明いただければと思うのですが。

**質問者(柳)**

私はあまり日本語が分かりませんので、中国語で質問を書いております。もう一度読み直します。

**質問者(柳)(通訳・王)**

最初に、ご報告いただいたことに感謝しております。

三つ質問があります。

第一番目の質問は、上海大衆タクシー会社につき、香港と上海でどうして二種類の結果が出されたかということです。この二種類の結果は何に由来するのですか。会計法ですか。会計計算方法ですか。それとも棚卸資産の計算方法ですか。それともこの三つとも関係するのですか。

**報告者(呉)(通訳・王)**

三つとも関係があります。先ほどの報告の中では、棚卸資産を例として、会計法と、その解釈、つまり会計法の規定が同じだけれども、解釈が違ふことによって結果が違ってくる事例について説明したのです。

**質問者(柳)(通訳・王)**

こういう風に解釈してよろしいですか。これだけではなくて、別の箇所の計算でもしばしば差が生じるということなのですね。

**報告者(呉)(通訳・王)**

そうです。

**質問者(柳)(通訳・王)**

二番目の質問ですが、中国で中国の会社では、どのような計算方法を採用しているのですか。それは誰が決めるのですか。

**報告者(呉)(通訳・王)**

会計法を執行するのは中国の政府ですけれども、そのうちどのような会計処理方法を使うのかは、会社の取締役会が決定します。

### 質問者(柳)(通訳・王)

三番目の質問ですが、外国の企業が中国に進出して合併とかを行う場合には、まずその中国の会社に関して資産評価を行わなければなりません、その際にはどのような資産評価の方法が使われているのでしょうか。また、それは誰が決めるのでしょうか。

### 報告者(呉)(通訳・王)

三種類に分けられると思います。まず、外国側の持株率が低い場合ですが、この場合は資産評価は中国の方法によります。次に、外国側が大株主である場合、そして将来上場する考えもあるような場合は、国際的な評価基準に基づいて行うことになるでしょう。最後に、要するに合併の双方が協議して決定すればいいのです。

報告の中では、上海の大衆タクシー株式会社が1991年に、同じ会社なのに上海と香港で違う株式を発行し、株式を購入する場合の貨幣も人民元と外貨と違っており、しかも違う純利益が計算される結果になったのを、例として挙げました。

### 質問者(柳)(通訳・王)

ありがとうございました。

### 司会者(伊藤)

続きまして、呉先生に対して、名大の久保田先生からご質問があります。

### 質問者(久保田)

小林先生に対する質問と、呉先生に対する質問と両方あります。

まず、呉先生の方に対する質問ですが、日本では国際会計基準に合わせて日本国内の会計基準を変革する動きが行われていますけれども、中国においては、中国の国内会計基準を改革するというような動きはあるのでしょうか、というのが最初の質問です。もう一つは、報告書9頁の資本項目の外貨に対する規制につきまして、若干ご説明下さいということです。

### 報告者(呉)(通訳・王)

ご質問をどうもありがとうございます。

まず一番目の質問に対してですが、中国では会計法において、国際会計基準とほぼ同様な規定

が置かれています。けれども、その解釈が違うのです。どうして解釈が違うのかと言いますと、二つの原因があると思います。一つには、中国のハード面でのシステムとかいったものが、日本のようにまだ完全に整備されていないのです。また一つには、ソフトの面から申しますと、やはり人間にとっては新しいものにチャレンジすることはとても勇気があるものです。現在の会計士のレベルは、まだ十分ではない段階でして、会計士の育成という問題が、今とても大きな問題として中国では捉えられております。朱鎔基首相がアメリカで講演された時も、この点に言及がなされました。中国では最近、三つの会計大学が新しく設立されました。やはりこれからは WTO 加盟に向けて、いろいろな面で整備していかなくてはいけないと思われれます。

次に、二番目の質問なのですが、外貨についての管理については、話をするととても長くなるのですが、ここではごく簡単に説明させていただきます。1949年に中国が成立した後から1994年までは、外貨について完全に制限されていまして、交換することは全くできない状態にありました。1994年から現在までは、半分開放されたというような状態にあります。つまり、貿易関係とか商売に使う外貨でしたら自由に交換することもできますけれども、投資の面では、まだ許可が必要であるという状態です。

### 質問者（久保田）

どうもありがとうございました。

### 司会者（伊藤）

もう一つ、久保田先生から今度は小林先生に対するご質問があります。

### 質問者（久保田）

商法と証取法と税法の関係についてです。三位一体として「会計のトライアングル体制」ということになっているんですけども、情報開示、配当規制目的、課税目的を同時に達成することは現在は難しくなってきているので、個々の会計の独立性を高めるべきではないかと思いますが、どうですかというご質問です。

### 報告者（小林）

ご質問ありがとうございました。確かに税法会計は、税法独特の目的、すなわち担税力のあるところから、公平かつ簡便に税を取るということのためにあり、したがってその意味では観点が

別でありますので、税法会計はいずれ離れていかざるを得ないだろうと思います。ただ、商法会計と証取法会計については、情報開示は全面的に証取法会計に委ねて、商法会計は配当規制に徹するということもありえますが、先ほどありましたように、いわゆる配当規制をどうするかということで、配当規制を含めて、この財務諸表でやるということもありますし、またアメリカ的に資本を廃止して、一般公正な会計基準、これによった上での資産・負債比率とか流動性比率等やるということであれば、これはいずれその一方に吸収されるということになると思います。この二つがどうなるかについてはちょっと分かりませんが、証取法に吸収される場合でも、現在の資本制度を維持した上で配当規制についても財務諸表によるのか、あるいは、資本を廃止して別の規制によるか二つの道があるんじゃないかというふうに思っております。

### 司会者（伊藤）

次に移らせていただいてよろしいですか。

次は、企業の方の小島さんから、呉先生に対しての質問です。「呉先生の最初の事例で、上海と香港で数字が違うということでしたが、それは取引による差ということではありませんか」という質問と、もう一つは、「先ほど中国では解釈を選択できるというお話でしたが、中国の会社は、会計基準を毎期変えていいのでしょうか」という質問です。

### 報告者（呉）（通訳・王）

ご質問ありがとうございます。まず一番目の質問ですが、A株とH株を同時に発行する場合に、証券取引所でも違うところで表示されます。A株についての価格はAのところ、その表示板のところで表示されますし、BはBのところに表示されます。その値段は全然違っておりました、一番差の大きいときは、10倍、少なくとも2倍ぐらいの値段差が出てきます。

これは日常生活の中でもよく見られる現象ではないかと思えます。たとえばこのイヤホンですけども、これが北京大学近くの店で売っているときは100元だとして、高級な繁華街の店で売られるときは、500元と、これぐらいの差が出てくるというのは、よくありうることではないかと思えます。

二番目の質問ですが、どのような解釈を取るかということは会社の取締役会が決めることなのです。だいたいのところ、大手企業はほぼ同じ解釈を取っていますが、大手企業と小さい会社では、採用している会計解釈が違ってきます。たとえば、中国石油という会社がありますが、こういった上場会社の場合ですと、ほとんど国際的なやり方をしてありますが、いわゆる閉鎖会社の

場合ですと、独自の、違うやり方を取っていると思います。

### 質問者（小島）

ありがとうございました。

### 報告者・質問者（小林）

報告者が報告者に質問して申し訳ないですけど、同じような趣旨の質問があります。たとえば日本の会社でも、アメリカのニューヨーク証券取引所に上場しようと思えば、アメリカの基準に従って財務諸表を作ります。したがって当然利益の額も違ってくる。そういう問題が一つあるのではないかという質問です。

もう一つ、小島さんの二番目の問題に関連するのですが、日本でも棚卸資産については、先入先出、後入先出、総平均法、移動平均法の全部が認められており、それについてどれを選択するかは自由ですが、ただし一旦採用したものについては、みだりに変更してはなりません。みだりに変更すると利益の額が違ってくるからということとして、変更した場合はそれについてきちんと書け、ということになってます。ですから二番目の質問は、継続性の原則、これは諸外国にもあるのですが、中国ではそういうことは特に要請されていないのかということだと思しますので、その点について、もう一度重ねての質問で恐縮なのですが、お教え願いたいのですが。

### 報告者（呉）（通訳・王）

ご質問をどうもありがとうございます。まず一問目の質問に対してですが、中国でも日本と同じように、たとえばアメリカで上場する場合は、やはり、アメリカの会計基準に従わなければなりません。たとえば、中国石油という会社なのですが、私自身この会社の監査役でもありますので、事情はよく存じておりますが、アメリカの一番大きい会計事務所に依頼しています。どのような会計基準、どのような会計方法を取るかについても、この現地の会計事務所の提案に基づいて、会社の取締役会で決定しております。

もし現地にある会計事務所、顧問会計事務所のようなものなのですが、もしその事務所が会計についての解釈を変えて欲しいと言う場合は、変えなければならないし、そのままでもいいと言われた場合はそのままにしておく、そういう具合にやっております。

二番目のご質問については、逆に小林先生にお伺いしたいのですが、日本ではいったん会計方法を選んだ後、どのくらいの期間変わらないのですか。10年か、20年か、ずっと変わらないもの

なのですか。中国では取締役会、これを董事会というのですけれど、そこでいったん決められますと、5年とか、一期は変わらないのですが、また次にメンバーが変わったりして、関係の政府部門に報告を出して許可してもらえば、次の会計のやり方に変えてもいいのですが、日本ではずっと変わらないものなのですか。

### 報告者（小林）

特に理由がなければそのまま継続する、ということですね。何か変えるのであれば、それについてきちんと開示するということです。

### 通訳（王）

中国でも、開示の面でも全く同じです。

### 司会者（伊藤）

日本ですと、小林先生が言われたように、継続性の原則が働いて、よほど理由がないと変えないということだと思います。また、バランスシートの下の方に、棚卸資産の評価はたとえば先入先出方式によっているとか、そういうような注記をすることによって、一応ディスクロージャーしているということだと思います。

それでは次の質問にいきたいと思います。企業の方からお越しいただいた渡辺さんから、小林先生に対する質問です。

「先生のお話の中で、プーリング法的処理と、パーチェス法の処理という話が出てまいりましたが、どのようなことかご説明ください」ということです。補足としてのご質問がありますでしょうか。

### 質問者（渡辺）

企業結合のところ、このプーリング法とパーチェス法の二つがあるというお話をいただきまして、それがどういうものか、不勉強で恐縮なのですが、ご説明をしていただきたいというのが一点。それに、これにからんでですが、現在日本としてどのような方向性で行くのか、検討中であるというご指摘があったのですが、いづれその方向性が決定されるのかということも、加えてご説明お願いいたします。

## 報告者（小林）

ご質問ありがとうございました。簡単に言いますと、たとえば合併の場合ですね、吸収合併の場合で言いますと、消滅会社の資産と負債は公正な価値で引き継ぎまして、そして取得会社が消滅会社の株主に交付した株式の公正価値と実際に引き継いだ純資産の公正価値との差額をのれんとして計上するというもの、これをいわゆるパーチェスメソッド、パーチェス法と呼ばれるものです。従いまして、これについてはいわゆる現物出資みたいな考え方で、引き継いだ純資産額は全額資本となるか、あるいは資本準備金となるか、そういう形で処理されるということです。これに対しまして、持分プーリング法、これはですね、対象会社の資産を簿価のまま引き継ぐと、そうしてのれんの計上は認めないということで、いわゆるのれん部分に相当するものについては、これは株主資本の増加という風に捉えられるということです。そしてこの場合については、消滅会社の利益準備金、留保利益がそのまま存続会社に引き継がれるという形になるもの、これらは典型的な持ち分プーリング法と言われるものであります。では、日本の合併の場合どうなっているかということになっているのですが、一応、原則としまして、合併差益は、資本準備金になるということになっているんですが、ただ一部利益準備金や留保利益を引き継ぐことが認められておりまして、持分プーリング法的な扱いが認められております。では、持分プーリング法かといえばそうでもなくて、資産をですね、簿価でなく、評価変えしてもいいということになっていますし、かつのれんを計上することができるということになっています。従いまして、日本の合併の場合の処理については、両方が混在した非常にややこしいものになっているわけです。これに対しまして、今度できました会社の分割、特に新設分割の場合、新設会社は、一応分割する会社の利益準備金や留保利益を引き継ぐことが認められるとともに、いわゆる自家創設ののれんの計上は認められないということで、従ってこの関係では持分プーリング法的な考え方がある意味では貫かれているということです。ですから、双方とも企業結合に関係するものなのですが、その考え方が統一されず、また合併では両方の考え方が混在しているという、現在そういう形になっているということです。一点目よろしいでしょうか。それじゃ、二点目の方ですが、いつ頃になるかこれは私もちょっと分かりません。

## 質問者（渡辺）

どうもありがとうございました。

### 司会者（伊藤）

一応時間になりましたが、ただ今、会場の方からもう一つ質問をいただきました。企業の方で堀江さんですが、呉先生に対する質問です。閉鎖会社についてということでして、「日本の閉鎖会社は株式譲渡制限がなされ、それを登記簿謄本に登録するということになっていますが、中国の場合はどうですか」という質問ですね。

### 質問者（堀江）

閉鎖会社になるための条件といいますが、たとえば資本金基準ですとか、そのようなものは定められていますか。

たとえば中国に会社を作った場合に、どういう場合に閉鎖会社になるかということです。それに基づいて課税とかそういったものもまた影響してくると思うのですが。そういったものがあるのかなのかということをお伺いしたいと思います。

### 報告者（呉）（通訳・王）

ご質問ありがとうございます。まず、日本語で言う閉鎖会社は、どういうものと理解すればいいのでしょうか。非上場会社ということでよろしいでしょうか。非上場会社ということですが、会社の資本の額について、決まりがあります。中国の会社法の中では、有限責任会社というのですが、日本でいう有限会社ですね、それですと、会社の業務によってたとえば最低資本が10万元とか、30万元とか、50万元とか、そういった決まりがあります。株式会社の場合は、最低1千万元です。また上場会社の場合は、また違う規定があるのですが、これはあくまでも決まりでして、実際上実務では、このような最低金額をはるかに超えている出資がなされているようです。ありがとうございました。

### 司会者（伊藤）

よろしいですか。一応時間も過ぎておりますので、第一セッションをこの辺で終わりたいと思います。

ご報告いただきました呉先生、小林先生に、もう一度拍手でもってお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。